農地法関係の提出書類について（形状変更）

書類提出締切日 毎月末日前後

★ 農地の形状変更願い

［高野町農業委員会会長あて］

この申請は、農地の形状を変更する場合に受けるものであって、農業委員会が決定する。

尚、本申請が承認された場合は、**原則として３年以上の耕作を必要とする。**

この申請は、原則として土地所有者がするものであるが、賃貸借等により他人が耕作している場合には、所有者の承諾書を添付し耕作者本人が申請することも可能である。又、所有者が死亡し未相続の場合には、相続人が申請してもよい。

（提出書類）

１．申 請 書 １部

２．登記簿謄本（全部事項証明書）１部

３．誓 約 書 １部

４．同 意 書 １部

５．付近見取図（住宅地図等） 1 部

６．法務局１４条図面又は公図 １部

７．構造図（擁壁・側溝・水路・フェンス等） １部

８．平面図及び断面図（1/100 ～ 1/500 程度） 各1 部

［平面図・断面図は切土・盛土・その他部類別に色分けし、寸法を記入のこと。又、隣接地の地番・地目・所有者・官民境界・民々境界等を明記の上、境界線を朱線で明示すること。］

＊ 尚、同意書には、隣接農地所有者及び水利組合の署名、並びに同意印を必ず記入押印してもらうこと。

[隣接農地とは、当該地の境界線より外側４ｍ以内にある農地であり、間に水路・道路等があっても隣接農地と見なす。又農業委員会が影響があるとみなされる場合は必要とする。）]

９．公共施設（道路・水路・堤防等）の境界確認書及び工事施工承認書

（接続して工作物を設置する承認）

10．その他委員会が必要と認める書類

【問い合わせ先】高野町農業委員会　℡０７３６－５６－３４４３